



「県土整備部リサイクル製品使用基準」について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成14年3月29日

管 第 4 3 5 1 号
平成14年3月29日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

} 様

土 木 部 長

「県土整備部リサイクル製品使用基準」について（通知）

再生資源を利用して製造された製品の公共事業での活用については、循環型社会を構築する観点から、これまでも積極的に取り組むよう通知してきたところですが、使用に際しての具体的な基準がないため、リサイクル製品の利用率は依然として低い状況にあります。

このため、リサイクル製品の建設工事への積極活用に向けて、別添のとおり「県土整備部リサイクル製品使用基準」を策定し、平成14年4月1日以降起工する工事から適用することとしました。

また、これに伴い別添のとおり現場説明書を一部改正し、平成14年4月1日以降起工する工事から適用することとしましたので、併せて通知します。

とりネット「企画調整室からのお知らせ」に掲載
<http://www.pref.tottori.jp/doboku/kanri/kikakusitu/top.htm>